

第157期 中間決算公告

平成24年12月10日

札幌市中央区大通西3丁目7番地

株式会社 北洋銀行

取締役頭取 石井 純二

中間貸借対照表（平成24年9月30日現在）

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----------|-------------------------|-----------|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金預け金 | 192,385 | 預 金 | 6,716,428 |
| コ ー ル 口 ー ン | 118,670 | 譲 渡 性 預 金 | 238,884 |
| 買 入 金 銭 債 権 | 11,559 | 借 用 金 | 167,386 |
| 商 品 有 価 証 券 | 6,132 | 外 国 為 替 | 55 |
| 金 銭 の 信 託 | 1,001 | そ の 他 負 債 | 34,538 |
| 有 価 証 券 | 1,469,679 | 未 払 法 人 税 等 | 345 |
| 貸 出 金 | 5,561,434 | リ ー ス 債 務 | 2,266 |
| 外 国 為 替 | 1,733 | そ の 他 の 負 債 | 31,927 |
| そ の 他 資 産 | 47,423 | 賞 与 引 当 金 | 1,487 |
| そ の 他 の 資 産 | 47,423 | 退 職 給 付 引 当 金 | 2,544 |
| 有 形 固 定 資 産 | 96,368 | 睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金 | 1,451 |
| 無 形 固 定 資 産 | 14,801 | ポ イ ン ト 引 当 金 | 328 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 28,201 | 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債 | 4,393 |
| 支 払 承 諾 見 返 | 50,772 | 支 払 承 諾 | 50,772 |
| 貸 倒 引 当 金 | △70,208 | 負債の部合計 | 7,218,271 |
| | | （純資産の部） | |
| | | 資 本 金 | 121,101 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 80,513 |
| | | 資 本 準 備 金 | 50,001 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 30,512 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 71,320 |
| | | 利 益 準 備 金 | 964 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 70,356 |
| | | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 968 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 69,387 |
| | | 株 主 資 本 合 計 | 272,935 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 31,678 |
| | | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | △294 |
| | | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 7,364 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | 38,748 |
| | | 純資産の部合計 | 311,683 |
| 資産の部合計 | 7,529,955 | 負債及び純資産の部合計 | 7,529,955 |

中間損益計算書 〔 平成24年4月1日から
平成24年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|---------------|------------|--------|
| 経常収益 | | 69,874 |
| 資金運用収益 | 48,721 | |
| (うち貸出金利息) | (39,777) | |
| (うち有価証券利息配当金) | (8,693) | |
| 役員取引等収益 | 12,016 | |
| その他業務収益 | 7,565 | |
| その他経常収益 | 1,571 | |
| 経常費用 | | 60,150 |
| 資金調達費用 | 3,003 | |
| (うち預金利息) | (1,106) | |
| 役員取引等費用 | 4,951 | |
| その他業務費用 | 228 | |
| 営業経費用 | 37,789 | |
| その他経常費用 | 14,176 | |
| 経常利益 | | 9,724 |
| 特別利益 | | 7 |
| 特別損失 | | 666 |
| 税引前中間純利益 | | 9,065 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 286 | |
| 法人税等調整額 | 653 | |
| 法人税等合計 | | 939 |
| 中間純利益 | | 8,126 |

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等（株式及び市場価格のある受益証券については中間決算日前1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 建　　物 | 5年～50年 |
| そ　　他 | 2年～20年 |

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行は、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）を除く有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当中間会計期間より将来にわたり定額法へ変更しております。

この変更は、近年、銀行合併、システム統合、本社ビル及びシステムセンター新築移転等により一連の経営基盤の確立が概ね完了し、今後はこれらの経営基盤を中長期的に活用していくことになるため、使用実態に即して耐用年数の全期間にわたり、均等に費用配分する定額法が期間損益をより適正に示すと判断したためであります。

これにより、従来の方法に比べて、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ856百万円増加しております。

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異

発生年度の翌期に一括費用処理

ただし、旧株式会社札幌銀行における既発生分については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、旧株式会社札幌銀行分の会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、「clover(キャッシュ&クレジット一体型ICカード)」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済みポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 915 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 25,016 百万円、延滞債権額は 111,962 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 487 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 33,144 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 170,610 百万円であります。

なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 38,923 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

| | |
|-------|-------------|
| 現金預け金 | 19,391 百万円 |
| 有価証券 | 376,362 百万円 |

担保資産に対応する債務

| | |
|-----|------------|
| 預金 | 34,699 百万円 |
| 借入金 | 72,052 百万円 |

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 92,473 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金は 1,837 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,484,626 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,469,281 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 11 年 3 月 31 日

ただし、当行が旧株式会社札幌銀行から引き継いだ事業用の土地については平成 10 年 3 月 31 日に再評価を行っております。

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める地価公示法に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出したほか、第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、路線価の奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 56,223 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 95,300 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 60,626 百万円であります。
13. 単体自己資本比率（国内基準）は 11.18%であります。

（中間損益計算書関係）

「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 941 百万円及び株式等償却 12,050 百万円を含んでおります。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 24 年 9 月 30 日現在）

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------|---------------------|-------------|-------------|
| 子会社・子法人等株式 | — | — | — |
| 関連法人等株式 | — | — | — |
| 合 計 | — | — | — |

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|------------|---------------------|
| 子会社・子法人等株式 | 491 |
| 関連法人等株式 | — |
| 合 計 | 491 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

2. その他有価証券（平成 24 年 9 月 30 日現在）

| | 種類 | 中間貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------|---------|---------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 40,996 | 17,252 | 23,744 |
| | 債券 | 1,064,574 | 1,040,549 | 24,024 |
| | 国債 | 735,752 | 718,772 | 16,979 |
| | 地方債 | 110,179 | 107,017 | 3,161 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 218,642 | 214,759 | 3,883 |
| | その他 | 131,961 | 118,736 | 13,225 |
| | 外国債券 | 90,449 | 86,946 | 3,502 |
| | その他 | 41,512 | 31,789 | 9,723 |
| | 小計 | 1,237,532 | 1,176,538 | 60,994 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | 20,378 | 21,955 | △1,577 |
| | 債券 | 79,716 | 79,885 | △169 |
| | 国債 | 20,643 | 20,658 | △15 |
| | 地方債 | 32,174 | 32,210 | △36 |
| | 短期社債 | — | — | — |
| | 社債 | 26,898 | 27,016 | △118 |
| | その他 | 140,341 | 152,210 | △11,868 |
| | 外国債券 | 12,626 | 12,701 | △75 |
| | その他 | 127,714 | 139,508 | △11,793 |
| 小計 | 240,435 | 254,050 | △13,615 | |
| 合計 | | 1,477,968 | 1,430,588 | 47,379 |

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|-----|---------------------|
| 株式 | 10,022 |
| その他 | 132 |
| 合計 | 10,155 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、12,004 百万円（うち、株式 12,004 百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より 30%以上下落した場合としており、その銘柄すべてについて減損処理の対象としております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 24 年 9 月 30 日現在)

| | 中間貸借対 照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) | うち中間貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの(百万円) | うち中間貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの(百万円) |
|---------------|-------------------------|---------------|-------------|--|---|
| その他の金銭の 信託 | 1,001 | 1,116 | △ 114 | — | △ 114 |

(注) 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | |
|--------------|------------|
| 繰延税金資産 | |
| 税務上の繰越欠損金 | 18,135 百万円 |
| 退職給付引当金 | 2,679 |
| 貸倒引当金 | 16,631 |
| 未払事業税 | 98 |
| 有価証券評価損 | 40,166 |
| 減価償却超過額 | 1,128 |
| 繰延ヘッジ損失 | 162 |
| その他 | 5,155 |
| 繰延税金資産小計 | 84,157 |
| 評価性引当額 | △ 42,271 |
| 繰延税金資産合計 | 41,886 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 13,155 |
| 固定資産圧縮積立額 | 529 |
| 繰延税金負債合計 | 13,684 |
| 繰延税金資産の純額 | 28,201 百万円 |

(1株当たり情報)

| | |
|---------------------|------------|
| 1株当たりの純資産額 | 574 円 96 銭 |
| 1株当たりの中間純利益金額 | 20 円 15 銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 | 11 円 78 銭 |

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

当行及び親会社株式会社札幌北洋ホールディングスは、平成24年6月26日開催の両社定時株主総会において承認された合併契約書に基づき、同年10月1日をもって合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業

名称 株式会社北洋銀行

事業の内容 銀行業

② 被結合企業

名称 株式会社札幌北洋ホールディングス

事業の内容 銀行持株会社

(2) 企業結合日

平成24年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社北洋銀行を存続会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社北洋銀行

(5) 取引の目的を含む取引の概要

株式会社札幌北洋ホールディングスは平成13年4月の会社設立当時、グループ内に2行あった子銀行（当行及び株式会社札幌銀行）の経営統合効果の早期実現を重要課題ととらえ、これまで両行の合併をはじめ、システム統合、店舗統廃合及び傘下のカード・リース会社の再編等に取り組み、現下において会社設立時の目的は、ほぼ達成されたものと考えております。

一方、この間の当行を取り巻く経営環境に目を転じますと、リーマン・ショックや欧州債務危機などによって状況は大きく変化しており、またその変化のスピードも増しております。

これらを踏まえて当行では、意思決定の迅速化や更なる効率化を図り、より健全かつ強固な財務基盤を確立し、円滑な金融機能の発揮によって地域経済の活性化に引き続き貢献していくため、このたび純粋持株会社制を廃止し、当行を中心としたグループ体制への再編を図ることとしたものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。